

## 第4章 生涯学習推進計画における重点課題と具体的取り組み

### 第1節 提供講座の重点化

#### 1. 現代的課題に関わる講座の充実

##### (1) 平和と人権

「島本町生涯学習推進基本構想・基本計画」の中にも、「行政課題に対する学習機会の拡充」が盛り込まれましたが、第1章第1節でも述べましたように、今日、社会全体あるいは地域社会には構成員である我々一人ひとりが考えていかなければならない様々な現代的課題が山積しています。

その一つに平和と人権の問題があります。近年、民族主義的な動きが強まる傾向が見られ、未だ世界で紛争が絶えることはなく、テロの危険性も存在しています。国際化の時代に反して異なるものに対して排他的な考え方を持つ人々も少なからず見られます。そのような時代において、相互理解と草の根的な国際交流はいっそう重要となってきました。

また同和問題や女性、外国人等に関わる人権問題も、これまで多くの施策や取り組みがなされてきましたが、完全解決には至っていません。全ての人々の人権が尊重される社会を実現することが引き続き求められていますが、そのためには人権に対する理解をいっそう深めていくことが必要です。

##### (2) 福祉・健康

日本社会は間もなく超高齢社会に突入しますが、それに伴う医療費や社会保障費の増加が大きな社会問題となっており、運動・スポーツ促進による健康や生きがいを通じた高齢者の自立が重要な課題となっています。しかし一方で、近年、高齢者観も変化を遂げており、高齢者は長年にわたり、知識、技能、経験を培ってきた重要な地域資源であるとする考え方もでてきています。平成19(2007)年には団塊の世代の定年退職が始まりますが、そのような資源をいかに活用し、高齢者の生きがいのみならず、地域社会の発展に結びつけるかが問われています。高齢者が元気でいきいきとしていれば、社会全体の活性化にもつながります。

### (3) 環境

先進諸国に温室効果ガスの削減を義務付けた京都議定書が平成 9(1997)年に採択された以降も、地球温暖化など環境問題は深刻化しています。この問題を解決するにあたっては、一人でも多くの住民が環境問題への理解を深めるとともに、自らの生活様式を見直し、環境保護運動やリサイクル運動に関わっていくことが求められます。そのため、地域住民の環境問題への理解の促進と活動の場の充実を図っていきます。

この他にも様々な住民全体が考えていかなければならない現代的課題が存在していますが、そのような公共的な課題に関して住民が理解・認識を深めていく支援をすることは、まさに公的部門がなすべき役割であるとの基本的認識を持ち、いっそう積極的に住民に学習および活動の場を提供していきます。

#### 2. 生涯学習へのきっかけづくり講座の充実

「生涯学習に関するアンケート調査」の結果をみますと、これまで継続的に生涯学習活動を行っている「継続層」とは異なり、今生涯学習を中断しているが、再び始めたいと希望している「復帰層」や、これまで活動はしていないが今後は始めてみたいと願っている「新規需要層」は、「一緒に学習や活動をする仲間がない」「きっかけがない」といった阻害要因項目で比較的高い認知度を示していました。そのため、今後は生涯学習活動へのきっかけとなるような、友人や家族等と一緒に気軽に受講できるようなプログラムをいっそう充実させていきます。

### 第2節 小学校を中心とした地域学習コミュニティの形成

#### 1. 学社融合・連携の推進

第3章第3節で示しましたとおり、子どもたちの学習意欲向上は重点課題のひとつです。より多くの人々が学校教育終了後に、自主的に生涯学習活動を行うようになるためには、子どものうちに学習意欲を育ておくことが大切です。そのためには、学校教育を公的社会教育および地域社会が支援していく必要があります。具体的には町立図書館から各校への出張貸出し、児童のふれあいセンターや歴史文化資料館の見学等、公的生涯学習施設を学校教育でいっそう活用していきます。子どものうちから、公的生涯学習施設に親しんでおけば、成人後もそのような施設が自らの生涯学習の場としての選択肢となるでしょうし、

施設側の企画したプログラムに参加することによって、子どもも様々な生活体験を積むこととなります。

#### (1)「学校及び幼稚園支援ボランティア」のいっそうの活用

また地域にも、まさに地域の資源と呼ぶべき様々な知識や経験および特技を持った人々がいます。これまでもそのような人々の知識や技能を活用するため、「学校及び幼稚園支援ボランティア」制度を設け、既に多くの住民が登録しています。今後、さらにこの制度を拡充、活用し、様々な専門性を持った地域住民が学校園で講師を務め、子どもたちに知恵と経験を与えるような機会を増やしていきます。そのような経験によって子どものその後の人生が大きく変わることも十分考えられます。ボランティア登録者の拡充の際には、間もなく団塊の世代が定年退職期を迎えることから、これらの定年退職者を特にターゲットとしていきます。

### 2. 異年齢交流の促進

#### (1) 子どもの居場所づくり事業の充実

これまで試行的に第三小学校区で主として土曜日や夏休みなどに、子どもの居場所事業として、「地域子ども教室」を実施してきました。これは学校の施設を活用し、地域の大人が子どもに対する学習支援やスポーツ・文化活動あるいは遊び等を一緒に行うものですが、今後は第一小学校区および第二小学校区にも広げていきます。

また、「学童保育室」について異年齢交流の場として機能しており、延長保育を行うなど充実させていきます。

#### (2)「いきいき・ふれあい教育事業」の充実

また、町全体および中学校区で実施されている「いきいき・ふれあい教育事業」も、年1回の全体行事（フェスタ）や、構成団体が随時行う様々な事業が実施され、子どもを含めた地域の人々が結びつく場となっています。今後ともさらに活性化していき、日頃疎遠になっている地域社会の大人と子どもの交流をいっそう促進していきます。

### 3. 「総合型地域スポーツクラブ」の設立

近年、子どもの体力の低下が指摘されており、加えて少子化に伴い、学校の部活動の維持も難しくなっています。そのような背景から、文部科学省は平成12年に策定された「スポーツ振興基本計画」を受け、あらゆる年代が様々なスポーツ活動を行える「総合型地域スポーツクラブ」を全国の市町村区に少なくともひとつは設立することを政策として掲げています。本町におきましても、「総合型地域スポーツクラブ設立準備会」が発足しており、平成19年度に第四小学校区でクラブが設立される予定となっています。この「総合型地域スポーツクラブ」はあらゆる年代の人々が様々なスポーツ活動を楽しめるもので、健康増進に加えて、地域の人々の交流の場となることも期待されており、本町としても、このクラブの発展・拡充に対して支援をしていきます。

### 4. 生涯学習ルームの設置

これまで小学校は子どもの学びの場でした。しかし、近年、学校開放が進み、学校は地域の人々の学びの場ともなっています。本町においても、身近な小学校を地域の生涯学習の場として位置付け、今後、防犯対策を伴いつつ、逐次、小学校に生涯学習ルームを設置していきます。

## 第3節 住民の地域参画の促進

### 1. 定年退職者の地域参画の促進

第3章第4節でも述べましたように、今日、社会的にボランティア活動の促進が重要となっており、本町においても地域や生涯学習の推進に関わるボランティア活動を推進していきます。その際に、特に平成19(2007)年からは団塊の世代の定年退職も始まることから、団塊の世代の地域参画を支援するような講座の実施等により、これらの人々のよりいっそうの知恵や能力を高めるような学習の場を構築し、そして、町づくりや第2節で述べた子どもへの支援など、その能力を発揮する場を提供していきます。

## 2. ボランティア情報センターの設置

第2章第1節の調査結果では、本町への要望の中で特に生涯学習情報の提供が上位に挙げられていました。ボランティア活動に関しても、学校教育においては先に述べたように、「学校及び幼稚園支援ボランティア」制度が実施されている一方、福祉関係では社会福祉協議会のもとでボランティアの募集および活動が行われています。このため、ボランティア活動に関心のある人はどこでのような活動が行われているのかわかりにくくなっており、これはボランティア活動への参加にとって大きな阻害要因となっていると考えられます。そこで、縦割り行政の弊害を是正し、ボランティア活動を促進するために、ボランティア情報センターを設置し、ボランティア活動の情報を一元化して提供していきます。

## 第4節 生涯学習支援体制の強化

### 1. 総合的体制の推進

かつては生涯学習推進行政は、教育委員会の生涯学習課（社会教育課）の仕事でした。しかし、第2章第2節で示しましたように、産業建設課や児童課、さらには生活環境課などの部局においても様々な講座・教室が企画・運営されており、生涯学習に関わる事業は全庁的な規模で実施されています。そのため、「島本町生涯学習推進基本構想・基本計画」においても唱えられていましたが、生涯学習の推進は教育委員会のみの問題であるとの考え方を改め、地域全体の問題であるとの認識のもと、全庁的な体制を強化してこの問題に取り組んでいきます。

### 2. 学習関連事業の効率化

上述のとおり、本町では教育委員会生涯学習課が担当する講座に加えて、各部局の所管する講座も実施されてきましたが、相互調整が十分でなかったことから、第2章第2節にありますように、類似の講座が同じ年度に行われるということが起きていました。今後、部局ごとの連絡調整を強化し、庁内の講座に関する情報が教育委員会生涯学習課に集約できる体制を整備するとともに、事業をいっそう効率的に実施していきます。

また、本町には中核的な生涯学習施設としてふれあいセンターがありますが、諸室の数は十分ではありません。そのため、住民が気軽に通える身近な場所に

学習施設を置くことが重要となってきましたが、財政面で新たな施設の建設は困難で、既存の施設を有効に活用することが望まれます。第2節でも述べましたように、小学校を地域の拠点的学習施設と位置づけて、小学校に生涯学習ルームを順次設置していきます。

### 3．外部機関との連携・協働の推進

第3章第2節でも述べましたように、学習ニーズが多様化している今日、公的な学習機会のみで住民の学習ニーズを充足することは困難です。そこで、町内および近隣地域の民間教育事業者や非営利団体（NPO）の実施する学習機会、および大学の社会人向けサービスを公共性を持った地域資源として捉え、有効活用することが重要となっています。外部機関と連携し、共催などの形をとりながら、ふれあいセンターなどで講座を実施していきます。それにより、講座の数・種類も増え、町内の学習機会が充実していきます。

### 4．学習情報提供システムの構築

生涯学習に関するアンケート調査では、本町への要望の中で、生涯学習情報の提供が最も多く挙げられていました。このニーズに応えるために、少なくとも町内の公的な学習情報の提供を一元化していきます。そうした上で、学びたいことが、どこで、いつ、どのように学べるのかが住民にとって容易に把握できるように、ふれあいセンターなどの施設内、あるいはインターネット上で情報検索できるようなシステムの構築にとりかかります。

その際には、公的な学習機会に加えて、できる限り、町内および近隣地域の民間教育事業者や非営利団体（NPO）の実施する学習機会、および大学の社会人向けサービスなどの情報も提供し、住民の学習を支援していきます。

### 5．学習相談事業の充実

第2章第1節の調査でも明らかになったように、現実の社会では、自分で学習課題を見つけ、学習計画を立て、それを実際の学習活動に結びつけ、学習を完結できるような人ばかりではありません。どのような学習をしたらよいのかどこで自分の希望する学習ができるのかが定かでない人、あるいは学習を最後までやりとげられるかどうか不安な人も数多くいます。今後は、生涯学習に向けて一歩踏み出そうという人々の支援を重点的に行っていく必要があります。

他の自治体の例では、60代後半の女性が「この歳ではもう学習を始めるには遅すぎますよね」と不安を抱えて相談に来ましたが、相談員が支援をした結果、学習に踏み出し、その後楽しく学習を続けている例も報告されています。島本町でも生涯学習に向けて一歩を踏み出そうという人の支援を重点課題として行っていきます。

#### 6. 生涯学習関係職員の研修の充実

先に述べたように、今や学習機会を提供するのは公的な生涯学習施設だけではありません。民間教育事業者、非営利団体（NPO）、高等教育機関など様々な生涯教育事業者があり、社会人の学習ニーズに応えています。しかし、生涯学習支援の中には効率性や利潤追求になじまない部分もあり、公的な部門こそが役割を果たさなければならない領域もあります。しかしながら、指定管理者制度が始まり、公的社会教育部門は職員がその専門性の高さを示し、公的部門こそその役割を果たさなければ、存在そのものが否定されかねない状況にあります。

そこで、職員の研修を充実させる必要があります。具体的には、実務のみならず、実務を取り巻く知識や理論、さらには他の自治体の事例についても学べる研修に積極的に職員を送るとともに、職員の自己啓発に対しても時間上の支援を行っていきます。

生涯学習推進は今や全庁的な取り組みであることから、研修は教育委員会生涯学習課や生涯学習施設の職員のみならず、すべての職員を対象に行っていきます。特に、生涯学習関係職員には社会教育主事の資格者を配置するなど、よりいっそうの充実を図っていきます。